

鯖 監 第 2 5 号
令和4年12月28日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 帰 山 明 朗

財政援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査対象 (1)補助金等の名称：ものづくり振興交付金（眼鏡）
(2)財政援助団体：一般社団法人 福井県眼鏡協会
(3)所 管 課：産業環境部商工観光課
- 3 事前調査期間 令和4年11月25日から令和4年12月19日まで
- 4 監査実施日 令和4年12月19日（月）
- 5 監査対象年度 令和3年度
- 6 監査対象事項 補助金等に係る出納その他の事務
- 7 監査の方法および着眼点

監査の実施にあたっては、補助金等に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1)補助金等の決定は法令等に適合しているか。補助金等交付要綱は整備されているか。
- (2)補助金等の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。
- (3)補助金等の額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。補助対象経費は明確か。
- (4)財政的援助が既得権益化していないか。社会情勢に合わせて見直されているか。
- (5)補助金等の効果および条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6)財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7)補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しの必要はないか。

○財政援助団体関係

- (1)監事監査が適正に実施されているか。
- (2)事業は交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3)出納関係帳票の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4)補助金等に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (5)現金管理、公印の管理等が適切に行われているか。
- (6)精算報告（実績報告）は適正に行われているか。

第2 監査対象の概要

1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	一般社団法人 福井県眼鏡協会
代 表 者	会長 谷口 康彦

2 補助金の概要

補 助 金 等 の 名 称	ものづくり振興交付金（眼鏡）
補 助 金 等 の 額	24,000,000円（令和3年度）
補 助 金 等 交 付 の 目 的	地場産業団体が行う産地の存続発展や活性化をめざす、先見性のあるものづくり事業、それを支えるひとづくり事業や市場開拓事業および時代に適応した企業等の経営の合理化、技術の高度化、情報化、グローバル化への対応や消費者との交流活発化などを推進する事業を支援することを通じ、地場産業等の振興に資する。

第3 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した範囲において、一部の指摘事項等を除き、適正に執行されていると認められた。なお、指摘事項等については次のとおりである。

今後も、所管課と財政援助団体の双方が眼鏡業界の活性化の方向性や目標を共有しながら、補助金等を有効に活用し尽力されたい。

1 指摘事項

【所管課・財政援助団体】

(1) 補助金等交付要綱の遵守について

補助金等交付要綱第3条第2項に規定されている、「事業目標達成計画書（様式第2号）」および「事業目標達成結果報告書（様式第3号）」の提出がなく、所管課において提出を催促していない。要綱の規定のとおり手続きを行うこと。

なお、上記は事業計画や数値目標の達成状況を確認するために必要な書類であり、補助の効果や事業の必要性について検証を行うこと。

2 改善事項

【所管課】

(1) 補助対象経費について

一部の少額経費で補助対象経費に適當でない事業費が含まれていた。交付額に影響はない範囲のものであるが、今後は支出目的や執行科目を確認のうえ適正に処理すること。

3 意見

【財政援助団体】

(1) 経理規程の整備について

扱っている事業費の予算規模が比較的大きいにもかかわらず、入札や契約等の手続きを定めた経理規程がない。適正な事業費を計上するためにも、経理規程を整備し、規程に基づいた執行をされたい。

【所管課】

(1) 眼鏡産業全体への支援について

鯖江市の眼鏡に関わるすべての事業所が協会団体に加入しているとは言えない現状において、眼鏡産地全体の事業所数や出荷額等に加え、協会団体への加入率等を把握することで、未加入の眼鏡関連事業所についても取り残さない支援に努められたい。